

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5658735号  
(P5658735)

(45) 発行日 平成27年1月28日(2015.1.28)

(24) 登録日 平成26年12月5日(2014.12.5)

(51) Int.Cl.

A 61 F 5/445 (2006.01)

F 1

A 61 F 5/445

請求項の数 14 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2012-500213 (P2012-500213)  
 (86) (22) 出願日 平成22年3月16日 (2010.3.16)  
 (65) 公表番号 特表2012-520704 (P2012-520704A)  
 (43) 公表日 平成24年9月10日 (2012.9.10)  
 (86) 國際出願番号 PCT/EP2010/053327  
 (87) 國際公開番号 WO2010/106036  
 (87) 國際公開日 平成22年9月23日 (2010.9.23)  
 審査請求日 平成25年2月19日 (2013.2.19)  
 (31) 優先権主張番号 09155337.0  
 (32) 優先日 平成21年3月17日 (2009.3.17)  
 (33) 優先権主張国 歐州特許庁 (EP)

(73) 特許権者 591000414  
 ホリスター・インコーポレイテッド  
 H O L L I S T E R I N C O R P O R A  
 T E D  
 アメリカ合衆国、イリノイ州、リバティビ  
 ル、ホリスター・ドライブ 2000  
 (74) 代理人 100100158  
 弁理士 鮫島 瞳  
 (74) 代理人 100068526  
 弁理士 田村 恒生  
 (74) 代理人 100103115  
 弁理士 北原 康廣

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】排出式ストーマパウチ

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

外周に沿って相互に接合されることにより、排泄物を収容するキャビティを形成し、かつパウチの排泄物を排出する出口を有する出口部を形成する第1近位パウチ側壁および第2遠位パウチ側壁；

前記第1側壁に配設され、排泄物をパウチ内へ受け入れる入口；

少なくとも前記第2側壁に配設された快適層；および

前記第1および第2側壁の両方の外面側に第1および第2締結ストリップが協働するよう配設されてなり、前記出口部自体を折り畳むことにより出口を閉鎖する閉鎖系；  
を具備する排出式ストーマパウチであって、

前記出口部が折り畳み時に快適層と第2側壁との間において快適層に対して解放可能に固定されるように、前記第2締結ストリップが快適層と第2側壁との間に配設され、

前記出口部の折り畳みは、第1締結ストリップが折り畳みによりパウチの遠位側の方に向き、かつ快適層の延長部の内側表面にある第2締結ストリップの近くの位置にくるまで、繰り返し行われる排出式ストーマパウチ。

## 【請求項 2】

快適層が不織フィルムである請求項1に記載のパウチ。

## 【請求項 3】

快適層が補強材ストリップを有し、該補強材ストリップに第2締結ストリップが配設される請求項1に記載のパウチ。

10

20

**【請求項 4】**

延長部が、快適層材料を有する第2側壁に配設される請求項1に記載のパウチ。

**【請求項 5】**

延長部が積層体である請求項1に記載のパウチ。

**【請求項 6】**

第1および第2締結ストリップが可剥式締結系を提供し、折り畳まれた出口部の取り付けおよび取り外しを解放可能に行う請求項1～5のいずれかに記載のパウチ。

**【請求項 7】**

第1および第2締結ストリップが機械的嵌合により相互に接合する請求項1～6のいずれかに記載のパウチ。

10

**【請求項 8】**

第1および第2締結ストリップの締結系が、マッシュルームチップ突起のようなフック-フック型プラスチック押出成形体を含み、当該2つのストリップ間のスナップ嵌合を行う請求項1～7のいずれかに記載のパウチ。

**【請求項 9】**

第1および第2締結ストリップの締結系がフック-ループ型締結ストリップを含み、スナップ嵌合を行う請求項1～7のいずれかに記載のパウチ。

**【請求項 10】**

出口部が実質的に平行な周囲融着部を、該出口部の幅を規定する所定の距離で有する請求項1～9のいずれかに記載のパウチ。

20

**【請求項 11】**

周囲融着部が出口部より上方でパウチの両側において内向きに延びる融着部をさらに有し、対向して配置される該2つの内向きに延びる融着部間の距離が出口部の幅以下である請求項1～10のいずれかに記載のパウチ。

**【請求項 12】**

第1および第2バイアス部材が出口の周囲において各フィルム上、横方向に延びて配設される請求項1～11のいずれかに記載のパウチ。

**【請求項 13】**

第1および第2バイアス部材が出口の周囲において相互に反対側で一列に並んでいる請求項1～12のいずれかに記載のパウチ。

30

**【請求項 14】**

第1および第2バイアス部材は、第1バイアス部材が出口の周囲に配設され、かつ、第2バイアス部材が該第1バイアス部材に隣接して配設されるように、相互に相対的に移動されており、該第1バイアス部材が第2バイアス部材の上で、ある位置に折り畳まれる請求項1～12のいずれかに記載のパウチ。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、解放式密封型折り畳み閉鎖系を備えた排出式ストーマパウチに関する。

**【背景技術】**

40

**【0002】**

当該分野では閉鎖系を備えた排出式ストーマパウチを提供することはよく知られており、当該パウチでは、下方に延びる出口部を上方に折り畳むことにより当該出口部を閉鎖する。

**【0003】**

このような折り畳み式閉鎖系の具体例が国際公開第WO 2008/134334号で知られており、当該系では、解放可能な圧力および密封材料が出口部の表面に備わっており、このため出口部は巻き上げられた時、密封され、それ自体に固定される。

**【0004】**

国際公開第WO 96/19164号に記載の回収袋においては、出口部を巻き上げ、2

50

つの閉鎖用クリップで閉鎖することができる。当該クリップは、当該出口の両側から組み合わせ、その上に固定素子を備え付けるものであり、巻き上げた出口部を巻き込んで固定する。

#### 【0005】

国際公開第WO03/065944号においては、第1締結ストリップが出口部の第1側壁の外側表面に沿って配置され、第2締結ストリップが出口部の第2側壁に沿って配置される。当該出口部が折り畳まれると、当該2つの締結ストリップはいつかは勘合し、これによって出口部は完全に折り畳まれ、閉鎖位置で固定される。

#### 【0006】

欧州出願公開第EP1378218A1号明細書に開示される別の態様においては、締結部品の1つが固定フラップに配設され、当該固定フラップは下方に向いた出口部の下に固定され、巻き上げ時に当該出口の下の位置に折り畳むことができる。10

#### 【0007】

これらの閉鎖系の全てに共通するのは、パウチを標準的に装着した時、巻き上げられた出口部または折り畳まれた出口部が当該パウチの最下点に存在することである。この折り畳まれた／巻き上げられた部分は、出口バイアス部材を含むフィルム材料の多数の層からなるため、比較的剛質である。このため、ユーザーは当該パウチの使用時において不快を感じる。

#### 【発明の概要】

#### 【発明が解決しようとする課題】

#### 【0008】

本発明は、装着時の快適さが改善された閉鎖系を備えたパウチを提供することを目的とする。20

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0009】

本発明は、外周に沿って相互に接合されることにより、排泄物を収容するキャビティを形成し、かつパウチの排泄物を排出する出口を有する出口部を形成する第1近位パウチ側壁および第2遠位パウチ側壁；前記第1側壁に配設され、排泄物をパウチ内へ受け入れる入口；少なくとも前記第2側壁に配設された快適層；および前記第1および第2側壁のうちの少なくとも一方、好ましくは両方の外面側に第1および第2締結ストリップが協働するように配設されてなり、前記出口部自体を折り畳むことにより出口を閉鎖する閉鎖系；を具備する排出式ストーマパウチであって、前記出口部が折り畳み時に快適層と第2側壁との間ににおいて快適層に対して解放可能に固定されるように、前記第2締結ストリップが快適層と第2側壁との間に配設される排出式ストーマパウチに関する。30

#### 【0010】

本発明によれば、折り畳まれた出口部は快適層または化粧パネルの裏側に隠れるため、当該パウチは装着に際し人間工学に、より適合する。出口部は折り畳まれて、ユーザーの皮膚の方に向いている快適層の裏側に隠れることが好ましい。本発明に係るパウチによれば、パウチが閉鎖されると、見える部分が少なくなり、また当該パウチには、標準的な人生への妨害を最少にすることを希望するユーザーにとって有益なもっと別のデザインを付与してもよいので、外観は視覚的にずっと魅力的である。また当該パウチには、ユーザーの衣服に被害を与える可能性のある鋭い縁はほとんどない。例えば、パウチ自体から下方に延びる折り畳まれた剛質体であって、ユーザーの衣服に被害を与えるものは存在しない。40

#### 【0011】

当該パウチの設計による別の利点は、一体化された折り畳み閉鎖系によりパウチの製造が簡便になるので、当該分野で既知のこの種類のストーマパウチと比較して、製造コストが低減されることである。

#### 【0012】

50

20

30

40

50

好ましくは、快適層は不織材料である。しかしながら、フィルム、布などのような他の材料も化粧パネルまたは快適層として使用できることは理解される。

#### 【0013】

好ましい実施態様においては、第2締結ストリップは快適層の内側表面に配設される。さらに、快適層は補強材ストリップを有し、該補強材ストリップに第2締結ストリップが配設されることが好ましい。これにより、例えば閉鎖系を開放するときに快適層が損傷するリスクが低減される。補強材ストリップは、例えば、ハウチを構成する壁パネルと同様の材料から製造されてもよい。

#### 【0014】

ある実施態様においては、第2締結ストリップは快適層の延長部に配設され、特に延長部は、快適層材料を有する第2側壁に配設される。この延長部は、1つの連続的接合または複数での不連続な接合のいずれかにより、例えば延長部を当該延長部の側部が周囲融着部と重なるような大きさにすることにより、ハウチの第2側壁に直接的に接合されてもよい。好ましくは、延長部は積層体であり、当該延長部はまた、折り畳まれた出口部を収容するほど十分に下方まで伸びている。

10

#### 【0015】

閉鎖系においては、第1および第2締結ストリップは可剥式締結系を提供し、折り畳まれた出口部の取り付けおよび取り外しを解放可能なように行う。特に、第1および第2締結ストリップは機械的嵌合により相互に接合してもよい。その一例として、第1および第2締結ストリップの締結系は、マッシュルームチップ突起のようなフック - フック型プラスチック押出成形体であってもよく、当該2つのストリップ間のスナップ嵌合が行われる。別法としては、第1および第2締結ストリップの締結系はスナップ嵌合用のフック - ループ型締結ストリップである。接着剤締結系を使用してもよい。これにより、簡素で、かつ信頼性のある締結系が提供される。

20

#### 【0016】

ハウチはその周囲に沿って融着され、好ましくは出口部は、当該出口部が実質的に平行な周囲融着部を、該出口部の幅を規定する所定の距離で有するように形成される。ハウチに排泄物が残るのを避けるために、出口部への入口を規定する融着部が配設されてもよい。従って、周囲融着部は出口部より上方でハウチの両側において内向きに伸びる融着部をさらに有し、対向して配置される該2つの内向きに伸びる融着部間の距離は出口部の幅以下である。

30

#### 【0017】

出口の縁では、第1および第2バイアス部材は各フィルム上、出口の周囲において横方向に伸びて配設される。当該バイアス部材は通常、実質的に扁平であって、一直線状の平行閉鎖状態にあるが、それらの両端に指圧が内向きに直接印加されると、相互に外向きに離れるように撓んで開口できる。これらのバイアス部材は有利には出口の周囲において相互に反対側で一列に並んでいる。もしくは当該バイアス部材は、第1バイアス部材が出口の周囲に配設され、かつ、第2バイアス部材が該第1バイアス部材と相互に反対側で隣接して配設されるように、相互に相対的に移動されており、そのため、該第1バイアス部材が第2バイアス部材の上で、ある位置に折り畳まれる。これらによって、出口開口部での開口面積が広くなり、出口からの排出量が増大するので、出口部は開口時、より一層制御可能である。

40

#### 【0018】

以下、添付図面に基づいて本発明をさらに詳しく説明する。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0019】

【図1】本発明の第1実施態様に係るストーマハウチの正面図である。

【図2】図1のハウチにおける出口部の概略断面図である。

【図3】本発明の第2実施態様に係るストーマハウチの正面図である。

【図4】図3のハウチにおける出口部の概略断面図である。

50

【図5】本発明の実施態様に係るパウチの出口部の概略断面図であって、折り畳み閉鎖の進行を説明するための図である。

【図6】本発明の実施態様に係るパウチの出口部の概略断面図であって、折り畳み閉鎖の進行を説明するための図である。

【図7】本発明の実施態様に係るパウチの出口部の概略断面図であって、折り畳み閉鎖の進行を説明するための図である。

【図8】本発明の実施態様に係るパウチの出口部の概略断面図であって、折り畳み閉鎖の進行を説明するための図である。

**【発明を実施するための形態】**

**【0020】**

10

上記図面においては、排出式ストーマパウチは2つの側壁1および2の集成体であり、近位の側壁1は入口(図示せず)を有し、遠位の側壁2は、図示される実施態様によれば、化粧パネルまたは快適層3を有する。図2に図示されるように、快適層3aをパウチの近位側壁側に有しても良い。側壁1, 2および快適層3はそれらの端部に沿って周囲融着部7により接合され、2つの側壁1, 2の間にキャビティが形成される。側壁1, 2は、パウチに入った排泄物を収容するキャビティを提供する主要部と、排出開口部13を端に有する下方に延びる出口部4で構成される。従って、周囲融着部7により、融着部が全くない排出開口部が残される。このため周囲融着部7は馬蹄状の形状で形成され、パウチの輪郭を示すようになる。

**【0021】**

20

上記図面に図示されるように、出口部4は2つの側壁1および2のそれぞれにおいて、横方向に延びるバイアス部材10および11を有する。好ましくは、バイアス部材10, 11は、可撓性があるが、比較的剛質な、バネ状ストリップの形態を有する。バイアス部材10, 11は相互に接する静止位置にあるとき、扁平であってもよいし、または僅かに曲がっていても良い。扁平であるか、または僅かに曲がった当該バイアス部材10, 11は、開口を促進するために、縦すじ(図示せず)を有していても良い。

**【0022】**

快適層3はパウチの主要部を覆うように設計され、一方で出口部4は、パウチが排出のために開口しているとき、快適層3の下から下方に延びている。快適層3は延長部9を有する。近位側壁1の近位側においては、排出開口部13から所定距離のところに、第1締結ストリップ5を有する。延長部9の内側表面、すなわち、遠位側壁2の方に向いている延長部9の面(図2参照)においては、第2締結ストリップ6を有する。第1および第2締結ストリップ5, 6は協働するように設計され、すなわち、出口部をバイアス部材10, 11の周囲で折り畳むとき、当該第1および第2締結ストリップは接触するように配置され、このため、巻き上げられた出口部は、快適層3の延長部9の裏側において、閉鎖および密封されて上方に巻き上げられた位置で解放可能なように保持される。

30

**【0023】**

図5～8においては、パウチの折り畳み閉鎖工程が概略的に図示されている。図5においてパウチは開口しており、その後、出口部は図6に図示されるようにバイアス部材10, 11の周りで折り返され、それから図7および図8に図示されるように、側壁1の近位側にある第1締結ストリップ5が、折り畳みにより、パウチの遠位側の方に向き、快適層3の延長部9の内側表面にある第2締結ストリップ6の近くの位置にくるまで、繰り返し折り畳まれる。第1および第2締結ストリップ5, 6が相互に接合されると、巻き上げられた出口部は保持され、パウチは閉鎖される。

40

**【0024】**

好ましくは、側壁1, 2および快適層3は、周囲融着部7が出口部4および閉鎖系の上方に配設される内向的突出型融着部8を含めて適用される同じ融着工程で、相互に接合される。出口部4は、実質的に平行な融着部を両側に有し、下方に延びる延長部分として形

50

成される。内向的突出型融着部 8 はパウチのキャビティとパウチの出口部分との間で通路を規定する。これら 2 つの内向的突出型融着部 8 の間の距離は出口部 4 の幅以下である。

【 0 0 2 5 】

好みしくは、快適層 3 は、不織材料から製造される。さらに延長部 9 は補強材、例えば裏地層（図示せず）を有し、当該補強材が第 2 締結ストリップ 6 を保持してもよい。これにより、パウチ閉鎖系の有効な構成部品として、使用時における快適層の損傷リスクが低減される。

【 0 0 2 6 】

図 3 および図 4 においては、パウチの別の実施態様が図示されている。この態様によれば、延長部 9 は別部材として提供され、融着時にパウチ集成体に融着されることにより接合されてもよい。当該延長部は突出部 8 の融着によりパウチに接合される。さらに、パウチの層 1 , 2 , 3 を接合する前に、延長部 9 を遠位側壁 2 に接合するために、独立融着部 12 を有しても良い。代わりに、延長部 9 は、パウチ集成体の融着工程前に、快適層 3 に融着することもできる。

10

【 0 0 2 7 】

側壁パネル 1 , 2 で形成される出口部 4 は、融着突出部 8 および延長部 9 の下方において、その全長を通して実質的に同じ幅を有する。このため、当該出口は、折り畳まれて固定され、延長部 9 の裏側に隠れたとき、密封される。

【 0 0 2 8 】

図 3 および図 4 に図示されるように、排出開口部 13 におけるバイアス部材 10 , 11 は、別法として、一方のバイアス部材 11 が排出開口部 13 に沿って近位側壁 1 の下端に提供され、かつ、他方のバイアス部材 10 が排出開口部 13 から一定の距離で遠位側壁 2 に提供されるように、相対的に移動させることができる。この距離はバイアス部材 10 , 11 の幅に相当するものであり、このため、第 1 バイアス部材 11 はその上端に沿って第 2 バイアス部材 10 の上に折り畳まれる。このバイアス部材の配置を有するパウチは、上記した延長部の融着についての変形態様から独立して提供されてもよいことが理解される。

20

【 0 0 2 9 】

図面を参考にして上記で説明された実施態様においては、快適層はパウチの遠位側にあるものとして記載されている。代わりに、閉鎖系は、快適層を有効な構成部品としてパウチの近位側に有し得ることが理解される。さらに、快適層は、パウチの使用時における快適感を増大させるために、パウチの両側に有しても良い。本発明の範囲から逸脱しなければ、その他の変形態様も可能である。

30

【図1】

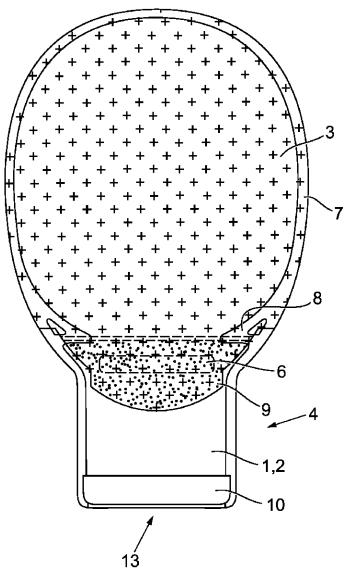


Fig. 1

【図2】

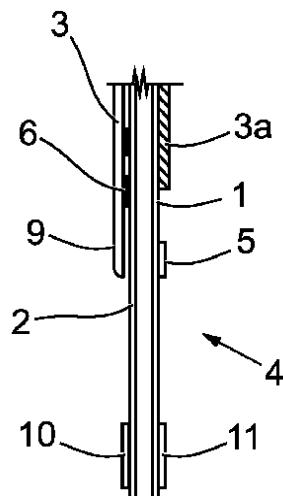


Fig. 2

【図3】

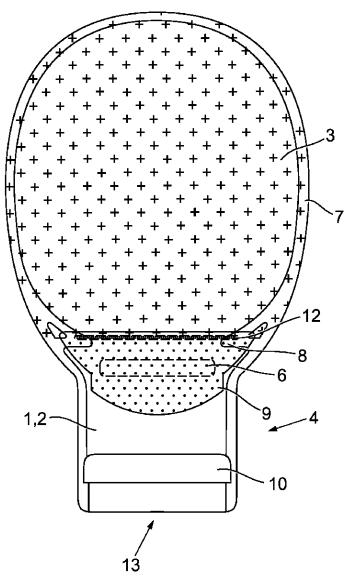


Fig. 3

【図4】

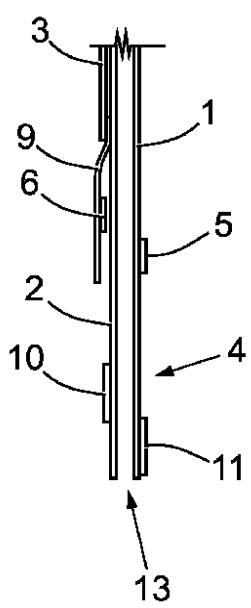
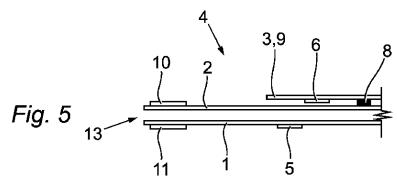
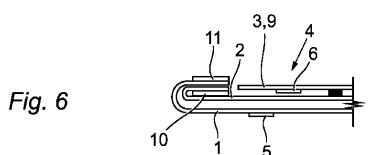


Fig. 4

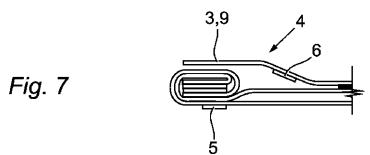
【図5】



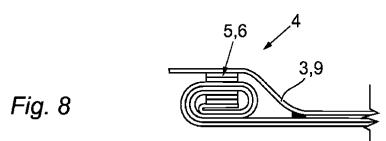
【図6】



【図7】



【図8】



---

フロントページの続き

(72)発明者 クリストン・グルム - シュエンセン  
デンマーク、デーコー - 3400ヒレズ、ギャーゼヴァング、グリブスコヴェンゲト12番

審査官 金丸 治之

(56)参考文献 特開2004-130084(JP,A)  
米国特許第03825005(US,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 61 F 5 / 445